「こばと保育園」

における洪水時等の避難確保計画

令和元年 6 月

＜目次＞

１. 計画の目的
２. 計画の適用範囲
３. 防災体制
４. 情報収集及び伝達
５. 避難誘導
６. 避難確保を図るための施設の設備
７. 防災教育及び訓練の実施

1. 計画の目的

・ この計画は、水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づくものであり、「こばと保育園」の利用者の洪水時（内水時・高潮時（適宜選択））の円滑かつ迅速な避難確保を図ることを目的とする。

2. 計画の適用範囲

・ この計画は、「こばと保育園」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

3. 防災体制

洪水の場合

	体制確立の判断時期	活動内容	適応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・淀川、神崎川氾濫注意情報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・洪水警報発表 ・淀川、神崎川氾濫警戒情報	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ・淀川、神崎川氾濫危険情報発表	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※ 災害時要配慮者について、場合によりさらに早期避難を検討する必要がある。

※ 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

※ 淀川は枚方水位観測所・本川毛馬水位観測所、神崎川は三国水位観測所の水位を目安とする。

内水の場合

	体制確率の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに 該当する場合 ・大雨注意報発表	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに 該当する場合 ・大雨警報発表	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに 該当する場合 ・〇分間雨量が〇㎜を超過 ・ポンプ場が排水不能 ・大阪市淀川地区 内水氾濫危険情報発表 ・浸水の前兆を確認	要配慮者の避難誘導	避難誘導要員

※ 災害時要配慮者について、場合によりさらに早期避難を検討する必要がある。

※ 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

津波の場合

	体制確率の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに 該当する場合 ・津波注意報発表	津波に対する情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに 該当する場合 ・津波警報発表	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに 該当する場合 ・大津波警報発表 （特別警報）	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※ 災害時要配慮者について、場合によりさらに早期避難を検討する必要がある。

※ 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

高潮の場合

	体制確率の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・高潮注意報発表	気象・潮位情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・高潮警報発表（当該施設における想定される浸水深が小さく、浸水継続時間が短い場合）	気象・潮位情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ・暴風警報及び高潮警報発表（当該施設における想定される浸水深が大きく、浸水継続時間が長い場合） ・高潮特別警報発表 ・海岸高潮氾濫危険情報発表	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※ 災害時要配慮者について、場合によりさらに早期避難を検討する必要がある。

※ 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

4. 情報収集及び伝達

（1）情報収集

・ 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
洪水予報	大阪市要配慮者使用施設向け配信メール、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報メール
水位到達情報	テレビのデータ情報、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
排水施設の稼働情報	大阪市からのファックス（　市と事前に調整）
避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（市役所のウェブサイト）、緊急速報メール、大阪市要配慮者使用施設向け配信メール

・ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし
これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

・ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等施設内から確認を行う。

（2）情報伝達

- 体制ごとに気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- 園児を避難させる可能性がある場合には、保護者に対し「（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
- 園児を避難させる場合には、保護者に対し「（避難場所）へ避難する。園児の引き渡しは（避難場所）において行う。引き渡し開始については、折って別途連絡する。」旨を連絡する。
- 避難完了後、保護者に対し「避難が完了。これより（避難場所）において引き渡しの開始を行う。」旨を連絡する。

5. 避難誘導

（1）避難場所

- 水害時の避難場所は、北中島小学校（淀川区宮原5－3－4）とする。
- 周辺の浸水の状況や園児たちの健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には一時避難場所として本施設の 4 階へ避難するものとする。

（2）避難経路

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

・ 避難する際は、車両等を使用せず、徒歩を原則とする。
・ 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
・ 浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において
　未避難者の有無について確認する。

６．避難確保を図るための施設の設備

・ 情報収集、伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
・ これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（従業員、園児等）、目標旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式証明器具、電池、携帯電話用バッテリー、施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

７．防災教育及び訓練の実施

・ 毎年４月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
・ 毎年５月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。